

重 要

今後の報告に当たっての注意事項

宮崎家庭裁判所

1 自主報告について

今後、裁判所から後見等事務の報告を求める照会書は送付しません。次回から、毎年、定められた報告月の末日までに自主的に報告書を提出してください。

2 報告書の様式について

報告書の様式が変更になりました。今後、裁判所から送付することはありませんので、宮崎家庭裁判所ホームページからダウンロードして使用してください。

3 提出書類について

報告に当たって提出していただく書類は以下のとおりです。

① 後見等事務報告書

報告書の項目に該当がある場合は資料を添付してください（住民票、遺産分割協議書、臨時支出の領収書など）

② 財産目録

不動産など、本人の財産に変動があった場合は資料を添付してください（登記事項証明書、保険証書など）

③ 預貯金等の通帳写し

通帳はコピーをする前に必ず記帳し、前回報告とのつながりが分かるよう、前回分の最後のページからコピーを取って提出してください。また、日頃から預貯金通帳の入出金の内容が分かるように、金額の横に用途等を記入するようにしてください（自動引き落とし等により印字されている場合は不要）。

※ 原則として「収支状況報告書」及び「（簡易）出納帳」の提出は不要ですが、審査の過程で収支や用途等を確認させていただく場合がありますので、領収書等は必ず保管し、（簡易）出納帳についても今までどおり作成していただくようお願いします。

また、当初予定されていた収支に変動があった場合は、改めて最新の収支予定表を提出していただくことがあります。

※ 書類の記載内容に不備があったり、資料が不足している場合、軽微な点は電話等により確認させていただきますが、そうでない場合は裁判所までお越しいただくなどお手間をお掛けすることになりますので、書類への正確な記入及び必要な書類の確認をお願いします。

※ 正当な理由なく書類の提出を怠った場合、裁判所から呼出を受けたり、後見人等を解任されたりすることがあります。

（平成27年4月版）